

荒廃農地利用加速化事業

【事業目的】

農業者等が、荒廃農地を引き受けて営農を再開するために行う、再生作業、土壌改良を支援する。



【対象者】

認定新規就農者、認定農業者、人・農地プランに位置づけられた中心経営体

【対象農地】

1号遊休農地(荒廃農地A分類)

【対象となる作付作物】

(1)戦略品目、(2)さとうきび及び牧草、(3)市町村が振興する品目、
(4)それ以外の品目(ただし、(1)～(3)の品目を対象農地の2分の1以上栽培する場合に限る)

【事業内容】

1. 再生作業(併せて実施する土壌改良)

定率支援: 県1/2以内、市町村1/4以上【ただし、補助対象経費は20万円以内/10a(県の上限補助額は1万円/1a)】

- ・荒廃農地の再生および耕起、整地作業
- ・再生面積が10a以上の取り組み
- ・再生作業に付帯して実施する土壌改良
- ・堆肥、緑肥等の土壌改良資材が対象
- ・肥料は対象外(化学肥料なども含む)



【その他実施要件】

- 総事業費が200万円/件未満
- 再生された農地において8年間以上農地として使用されること
- 貸借権の設定・移転、所有権の移転等により再生後、長期間(最低5年間)耕作する者
- 農地中間管理機構を活用する取組については優先的に配分を行う
- 事業実施主体が農福連携や他の事業と連携した取組を行っている場合は優先的に配分を行う